

志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の修正について

平成18年3月9日
北陸電力株式会社

当社は、志賀原子力発電所の原子力事業者防災業務計画について、原子力災害対策特別措置法第7条の規定に基づき、石川県知事及び志賀町長との協議を経て、修正しましたので、その要旨を添付資料のとおり公表いたします。

また、本日、本計画については、経済産業大臣に届出いたしました。

・添付資料

「志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の修正（要旨）

以 上

「志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の修正（要旨）

1. 修正の目的

平成18年3月中旬に予定している志賀原子力発電所2号機の営業運転開始に伴い2号機の保安管理業務を志賀原子力発電所建設所から志賀原子力発電所へ移管する組織改編を行うことから、防災体制の組織・要員名称を修正する。また、あわせて市町村合併及び官公庁の組織改編による名称等の修正を行う。

2. 修正年月日

平成18年3月8日

3. 修正の要旨

項目	概要	修正内容
2号機営業運転開始に伴う修正	2号機営業運転開始に伴う組織改編による組織・要員名称の修正	防災体制から建設所の組織・要員名称を削除する修正を行った。 ・副原子力防災管理者から建設所長、建設所所長代理、建設所次長を削除 等
	2号機営業運転開始までの運用を附則に規定する修正	2号機営業運転開始までの期間においては、従来の計画に読み替える旨を附則に規定する修正を行った。
市町村合併に伴う修正	市町村合併に伴う関係市町の名称変更	通報連絡先から旧富来町を削除し、旧中島町、旧田鶴浜町を七尾市に変更する等の修正を行った。
官公庁の組織改編に伴う修正	中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局の組織改編及び中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署の発足に伴う修正	内閣府告示に基づく指定地方行政機関に中部近畿保安監督部を追加する修正を行った。 通報連絡先について、中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局電力・ガス安全課を中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局総務課に変更し、中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署を追加する修正を行った。

（参考：原子力事業者防災業務計画の主な内容）

第1章 総則	原子力事業者防災業務計画の目的、基本構想、計画の運用と修正及び定義について規定
第2章 原子力災害予防対策の実施	原子力防災組織の設置、原子力災害の情勢に応じた原子力防災体制の整備、通報や業務に必要な設備及び資機材の整備、原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施並びに国、地方公共団体、地元防災関係機関との連携等について規定
第3章 緊急事態応急対策等の実施	原子力災害対策特別措置法に基づく通報、災害拡大防止や放射能影響評価など応急措置の実施、第2緊急体制発令時のオフサイトセンターへの要員派遣など緊急事態応急対策等について規定
第4章 原子力災害事後対策	発電所の復旧対策、行政機関等への原子力防災要員等の派遣等について規定
第5章 その他	他の原子力事業者への協力について規定

以上